

「なんとか食いつなぐために、働くことで精いっぱいなんだよね。首にされたらどうしようもないじゃないか。自分がどうなるかなんて考えもつかないんだよね。一体どうすればいいんだろう…。」私の小学校時代の友人は語りました。彼は働いても、働いても豊かな生活を送れないワーキングプアです。彼は昔の面影と比べても、細く、げっそりと、痩せこけて見えました。みなさんはこの私の友人の話聞いてどう思われるでしょうか。一体彼が自身の将来について希望を持てると夢にも思うことができるのでしょうか！彼に希望を持たせたい！私は強くそう願うのであります！

希望を持つためには、自己実現のために行動を起こそうとする意欲が必要となります。自己実現とは、自分がこうしたい、ということを実現させようと毎日毎日目的をもって行動することです。このためには、安定した衣食住のある生活が必要となります。この生活とは、まず第一に健康、そしてかつ、大半の人々が利用しているものを使うことができる生活をさします。これは憲法 25 条で生存権として保障されております。この生活があつて初めて人々は金銭的余裕を生み出す基盤を獲得します。そして、金銭的余裕があることで、自己実現のために自らのお金を使用することができるのです。

冒頭の私の友人はまさに、こういった生活を営めていない方々の一例でありましょう。

冒頭の友人だけではありません。日本社会を見渡すとワーキングプアの方々は数多く存在し、さらに失業者と呼ばれる方々も存在します。

まずワーキングプアとは、フルタイムで働いても年収が生活保護水準以下である人々を指します。生活保護水準とは、生存権を保障する水準であります。これ以下の生活である限り、安定した衣食住を担保することは不可能なのです。

次に失業者は、自身の収入がないことから、安定した衣食住を担保出来ていないのです。

本弁論の目的は希望の持てないワーキングプアと失業者の方々を就労によって救済することであります。

それでは以下に現状分析を述べさせていただきます。

まず、ワーキングプアについての現状です。厚生労働省研究班の調査によりますと、ワーキングプアは約 640 万人で、非正規雇用者の 3 分の 1 にあたります。そして今も、1 年間に20 万人規模でその数は増え続けているのです。さらに、国民生活基礎調査においては、生活が苦しいと答えた人々は約 6 割です。そして、経済協力開発機構が「ワーキングプアが生活と将来についてどう思っているのか」を調査した結果がございます。これによりますと、なんと、8 割以上の方々が、生活が極端に苦しいと訴えております。加えて、ワーキングプアの約 7 割が自身の将来について希望が持てないと回答しているという現状があります。

次に失業者の現状です。まず、2012 年の完全失業者は約 300 万人存在するという事実があります。確かに短期失業者は雇用保険によって生活保護水準の給付を貰っています。しかし、長期失業者は 1 年以上給付が貰えず、その日その日を日雇いや派遣労働によって食い凌いでいるのです。また、失業者の約 5 割が、過去 1 年以内に離職をした人々です。つまり、彼らの生活は非常に不安定だと言えます。

どうでしょうかみなさん、ワーキングプアと失業者の方々はこうにも未来へ希望を持てないのです。その上苦しい生活を営むことを強いられております。まさに、暗い洞窟の中を、ただ、やみくもに彷徨っているようではありませんか。彼らは今、この状況を脱せず、絶望にさいなまれているのであります。

では、何故このような現状があるのでしょうか。以下に原因分析を述べさせていただきます。

この原因はワーキングプア・失業者、両者共通してスキルアップのための職業訓練所が十分に機能していないことなのです！

まず、失業者の方々に対する職業訓練についてです。

日本労働組合総連合会の調査によると、現行の公的な職業訓練を利用している失業者は2割程度しかいないという調査結果が存在します。利用しない理由につきましては、職業訓練に関する情報がしっかりと失業者に対して伝わっていないことが挙げられます。この情報とは具体的に、どのような訓練なのか、どのようにスキルアップをするかといったことです。このような情報が伝わっていない理由は、失業給付を貰う場所である福祉事務所と、職業訓練所に関する情報を伝えるハローワークの連携が取られていないからです。これはつまり、失業者が給付をもらうとき、職業訓練所で公募されている訓練コースやその内実を失業者が全く情報として与えられないことを意味するのです。これらの解消なしには、どのような職業訓練も意味をなしません。

次に、ワーキングプアの方々に対する職業訓練についてです。

現在、会社内でのスキルアップのための訓練が困難になっております。その理由は、多くの企業では、訓練の実施者となる熟能労働者が少なくなってきたおり、また、訓練期間の確保が難しいからです。これによって、非正規雇用者の2割しか、正社員へ昇格することができておりません。この状況を踏まえ、ワーキングプアは新たなスキルを身につけ、転職をすることが望ましいのです。しかし、現在、これも難しい状況となっております。なぜかと申しますと、ワーキングプアは民間で行われる在職者訓練を受ける経済的余裕が不足しているからです。ワーキングプアの約7割が民間で行われる在職者訓練を受けない理由として費用面をあげております。民間で行われる在職者訓練を受講するには、莫大な費用を必要とするのです。たとえば、パソコン操作の基本的な技術を取得するためのコースに授業料が180時間で約35万円も必要となります。年収が200万円以下のワーキングプアにとって、これは大きな負担となるのです。

ここで、厚生労働省の求職支援コースを修了した方々の約7割が正規雇用を実現しているという事実があります。つまり、失業者・ワーキングプア両者共、十分に職業訓練所を受講すれば就職が可能となるのです！

それでは、これらの原因を踏まえて、プランを2つ提示いたします。1つ目に福祉事務所とハローワークの一体化、2つ目にワーキングプアの方々に対する公的な職業訓練の機会の担保であります。

1つ目につきましては、福祉事務所とハローワークの一体化を行います。これにより、求職者に対する適切な支援を可能とします。福祉事務所による失業者の生活状況・病状の把握により、ハローワークは適切な職業訓練の相談、紹介が行えるのです。また、ハローワークによる職業訓練状況、職業適性結果状況の把握は、福祉事務所にとって適切な支援・指導の実施を可能とするのです。なおここで、プラン実行のために、国が権限を持つハローワーク事務所544件については地方へ一括して権限を委譲します。

2つ目につきましては、在職者訓練を無償化いたします。無償化というインセンティブによって、訓練の受講者数を増やすのです。無償化に際しては、960億円の財源が必要となってきます。これについては、10%に税率が変更された消費税のうちの「低所得者保障」へと充てられる1%分を用います。消費税の1%は2.5兆円に相当するので、十分であると言えます。

これら2つのプランにより、より流動的かつ柔軟な雇用が達成され、ワーキングプアと失業者の方々が就労する機会がいちじるしく増大するのであります！

人々が、夢を叶えたいと願い、希望を持つためには、安定した衣食住が必要なのです。私のプランが実現された

のち、きっと私の友人も希望を持った明るい笑顔で私と語り合うことがかなうでしょう。私の友人だけではない！全てのワーキングプアと失業者の方々の未来の希望のために！今こそ立ち上がろうではありませんか！ご清聴ありがとうございました。